

別添資料4-1 官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表

1. 官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表

項目			対象施設	本施設	官用車 車庫	来庁者用 駐車場	「本施設等」か ら「本施設」及 び「官用車車 庫」、「来庁者 用駐車場」を除 くもの
			大項目	中項目	小項目	建物	建物
社会性	地域性			I	I	I	I
	景観性			I	I	I	I
環境保 全性 ※1	環境負荷 低減性	長寿命		適用	適用	適用	適用
		適正使用・適正処理		適用	適用	適用	適用
		エコマテリアル		適用	適用	適用	適用
		省エネルギー・省資源		適用	適用	適用	適用
	周辺環境	地域生態系保全		適用	適用	適用	適用
		周辺環境配慮		適用	適用	適用	適用
安全性	防災性	耐震 ※2	構造体	本資料2. 参照			
			建築非構造部材	本資料2. 参照			
			建築設備	本資料2. 参照			
		対火災	耐火	【別添資料4-2】「各室性能表」参照			
			初期火災の拡大防止	【別添資料4-2】「各室性能表」参照			
			火災時の避難安全確保	I	I	I	I
		対浸水	【別添資料4-2】「各室性能表」参				IV
		対津波	適用				適用
		耐風	構造体	本資料3. 参照			
			建築非構造部材	本資料3. 参照			
			建築設備	本資料3. 参照			
		耐雪・ 耐寒	構造体	適用	適用	適用	適用
			外部空間等	適用	適用	適用	適用
		対落雷	I				II
		常時荷重	適用				適用
		機能維持性	I				II
防犯性 ※3	適用				適用	適用	

機能性	利便性	移動		適用	適用	適用	適用	
		操作		適用	適用	適用	適用	
	ユニバーサルデザイン			適用	適用	適用	適用	
	室内環境性	音環境			【別添資料4-2】「各室性能表」参照			
		光環境			【別添資料4-2】「各室性能表」参照			
		熱環境			【別添資料4-2】「各室性能表」参照			
		空気環境			【別添資料4-2】「各室性能表」参照			
		衛生環境			適用	適用	適用	適用
		振動	人の動作又は設備		適用	—	—	—
			交通		適用	—	—	—
	風		適用	—	—	—		
	情報化対応性			【別添資料4-2】「各室性能表」参照				
	情報交流機能			Ⅱ	—	—	—	
経済性	耐用性	耐久性	構造体	適用	適用	適用	適用	
			建築非構造部材	適用	適用	適用	適用	
			建築設備	適用	適用	適用	適用	
		フレキシビリティ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	保全性	作業性		適用	適用	適用	適用	
		更新性		適用	適用	適用	適用	

※1：「官庁施設の環境保全性基準 平成29年改定版」による

※2：「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」による

※3：「官庁施設の防犯に関する基準 平成21年6月制定版」による

2. 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づく耐震安全性の分類表

横浜地方合同庁舎（仮称）入居官署	構造体	建築非構造部材	建築設備
①神奈川県行政評価事務所	Ⅲ	※1	乙
②横浜地方検察庁分室	Ⅲ	※1	乙
③横浜保護観察所	Ⅲ	※1	乙
④東京入国管理局横浜支局横浜港分室	Ⅲ	※1	乙
⑤横浜税関	Ⅱ	※1	甲
⑥東京国税不服審判所横浜支所	Ⅲ	※1	乙
⑦横浜中税務署	Ⅲ	※1	乙
⑧横浜検疫所	Ⅰ	※1	甲
⑨横浜公共職業安定所	Ⅲ	※1	乙
⑩植物防疫所研修センター	Ⅲ	※1	乙
⑪横浜通商事務所	Ⅲ	※1	乙
⑫横浜国道事務所	Ⅱ	※1	甲
⑬京浜港湾事務所	Ⅱ	※1	甲
⑭横浜営繕事務所	Ⅱ	※1	甲
⑮横浜海上保安部	Ⅱ	※1	甲
官用車車庫	Ⅱ	A	甲
来庁者用駐車場	Ⅲ	B	乙
「本施設等」から「本施設」及び「官用車車庫」、 「来庁者用駐車場」を除くもの	Ⅲ	B	乙

※1：【別添資料4-2】「各室性能表」による。

### 3. 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づく耐風安全性の分類表

横浜地方合同庁舎（仮称）入居官署	構造体	建築非構造部材	建築設備
①神奈川県行政評価事務所	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
②横浜地方検察庁分室	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
③横浜保護観察所	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
④東京入国管理局横浜支局横浜港分室	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
⑤横浜税関	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
⑥東京国税不服審判所横浜支所	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
⑦横浜中税務署	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
⑧横浜検疫所	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ
⑨横浜公共職業安定所	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
⑩植物防疫所研修センター	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
⑪横浜通商事務所	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
⑫横浜国道事務所	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
⑬京浜港湾事務所	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
⑭横浜営繕事務所	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
⑮横浜海上保安部	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
官用車車庫	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
来庁者用駐車場	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
「本施設等」から「本施設」及び「官用車車庫」、 「来庁者用駐車場」を除くもの	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ

### 4. 本施設等の基本的性能の分類の考え方

- ①同一建築物に分類の異なる官署が入居する場合は、上位の分類による。
- ②EXP. J 等で分割され構造的に独立した建築物は、それぞれ一の建築物とみなして、性能の分類を適用する。
- ③入居官署等の機能の一部が建築物に含まれる場合は、当該入居官署等が入居している建築物とみなす。  
但し、横浜検疫所において官用車車庫への近接を求めている検疫衛生課資材洗浄室を官用車車庫内に設けた場合に限り、官用車車庫の性能の分類を適用する。